スターワン円普通預金規定

第1条(適用範囲)

本章の規定は、スターワン円普通預金(以下本規定で「本預金」といいます。) にかかる取引に適用されます。

第2条(預金への預け入れ)

本預金には、次の資金を受け入れます。

- (1) 現金
- (2) スターワン口座内の他の預金(口座) および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金
- (3) 証券類

第3条(振込金の受け入れ)

- 1. 本預金には、為替による振込金を受け入れます。
- 2. 本預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第4条(国内での預金の払い戻し)

- 1. 本預金を国内で払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出印等により記名・押印または署名をして提出してください。届出印等を届け出ていない場合は、キャッシュカードおよび公的本人確認書類を提示してください。
- 2. 前項の払い戻しの手続きに加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払い戻しを行いません。
- 3. 本預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- 4. 同日中に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- 5. 当行および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払い業務を提携した金融機関等の現金自動払出機(現金自動預入払出機を含みます。以下、本項で「払出機」といいます。)を使用して預金の払い戻しをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順に従って払出機にキャッシュカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条(利息)

本預金の利息は、毎日の最終残高(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行ホームページまたは店頭に表示する毎日の本預金の利率によって計算(1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。)のうえ元本に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第6条(解約)

本預金は、スターワン口座を解約する場合にのみ解約できます。

第7条(他の規定の適用)

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第8条(本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、 本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上